

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年4月16日)

開催日及び場所		平成30年3月20日(火曜日) 四国森林管理局 1階会議室		
委員		齊藤 章 (公認会計士) 坂本 伸廣 (税理士) 中内 功 (弁護士)		
審議対象期間		平成29年10月1日～平成29年12月31日		
審議対象案件		49件 うち、1者応札案件 15件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		10件(抽出率20%) うち、1者応札案件 4件 (抽出率27%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 1件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約		1件
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	1件
	物品・役務等	一般競争		4件 うち、1者応札案件 2件
		指名競争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし
		随意契約(その他)		該当なし
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員 ら の 意 見 ・ 質 問 そ れ に 対 す る 回 答 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易型総合評価落札方式の落札の仕組みについて、評価点と評価値、応札価格の関係性はどのようにになっているのか。 ・ 奈半利川地区平鍋（中）復旧治山工事について、予定価格が高い工事であるにも関わらず入札参加者が少ないのはなぜか。 ・ 南小川地区沖（下）Ⅱ地すべり防止工事は有利随意契約となっているが、どのような理由によるものか。 ・ 宿舍解体工事の競争参加資格の要件について、（２）に「四国森林管理局における建設工事のうち、「建築一式」、「とび、土工、コンクリート工事」又は「解体工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること」、さらに、（８）に「建設業法に基づく本・支店、営業所が高知県内に所在すること」と記載されており、（８）であえて「建設業法に基づく」という文言を記載しているが（２）との違いは何か。 ・ 競争参加資格の要件に「警察当局から排除要請がある者でないこと」とあるが、警察当局からの排除要請はどのような形で行われるのか。また、排除の理由はどのようなものがあるのか。 ・ 林道の災害測量・設計業務の緊急随意契約は、どのように行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易型総合評価落札方式は、技術提案の内容や会社の技術力、技術者の配置状況等を評価した評価点及び予定価格の範囲内において応札された価格をもって計算した評価値が最も高い者が落札者となる仕組みであり、場合によっては、予定価格の範囲内で、応札価格の順位が一位ではない者でも、評価点が高ければ落札者になり得る可能性がある。 ・ 当該工事は、ヘリによる資材運搬を予定しており、ヘリ及びヘリポートの確保が必要であることに加え、ヘリの待機中や夜間の警備等が必要となることなど受注に当たっての条件整備にノウハウが必要なこと、また事業地が奥地であるといったことから競争相手が少なかったものと想定される。 ・ 今回の工事箇所は、既設のトンネル構内での追加工事等であり、同一のトンネル構内で複数の業者が工事を行うことは現実的ではないこと、資機材が既に現地にある業者に施工させることで仮設経費等のほか間接費を予定価格の積算から削減できること等から有利と判断し、有利随意契約を締結したものである。 ・ 要件としている（２）と（８）は、建設業法に基づく登録業者である必要があり基本的には同じ意味であるが、（８）においては、工事箇所の地理的な関係から「建設業法に基づく本・支店、営業所が高知県内に所在すること」と、より具体的に示したものである。 ・ 警察当局からの排除要請が行われたことはない。 ・ 台風等の影響により災害が発生した場合、緊急的に復旧計画調査を実施する必要があることから、前年度末に公募により随意契約適格者を選定し、災害が発生した時点で全社から見積りを徴し、見積り価格が最も低い者と契約を締結している。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし